

函館市監査公表第17号

函館市教育委員会教育長から、行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和元年7月26日

函館市監査委員 小 野 浩

函館市監査委員 本 間 裕 邦

函館市監査委員 板 倉 一 幸

函館市監査委員 藤 井 辰 吉



函 教 管

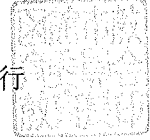
令和元年(2019年)7月12日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市教育委員会

教育長 辻 俊 行



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	教育委員会		
監 査 の 種 類	定期監査・財政援助団体等監査 <del>その他</del> （行政監査）		
監査等実施期間	平成30年7月25日～平成31年2月26日	講評日	平成31年3月5日
調査対象事項名	負担金の必要性について		
指摘事項 <del>意見</del> ・要望事項			
<p>同様の性質を持つ2施設において、一方は全国組織および地方組織に加入し、もう一方は地方組織のみに加入している状況があった。全国組織、地方組織ともに施設ごとに加入が必要な団体ではあるが、同様の施設でありながら加入状況に相違があることは、その必要性に疑問が生じることから、合理的な理由の有無を確認したうえで、全国組織への加入の要否について検討されたい。</p> <p>（対象となった負担金） 日本博物館協会負担金</p>			
措置内容、対応・考え方			
<p>市立函館博物館は、日本の地方博物館の先駆的存在ともいわれており、現存する日本最古の博物館施設を有する総合博物館としての立場から、全国組織である日本博物館協会および地方組織である北海道博物館協会双方に加入しておりました。</p> <p>しかしながら、同様の博物館施設である函館市縄文文化交流センターは、地方組織のみの加入であり、また、全国組織に加入するメリットも近年は希薄であることから、加入について改めて検討した結果、全国組織へ加入する必要は無いとの結論に至り、平成30年度をもって全国組織を脱退し、地方組織のみへの加入としました。</p>			